

## 買い物支援サービス事業をご利用の方へ



社会福祉法人玉村町社会福祉協議会

この事業は、公共交通機関の利用が不便で、車等の交通手段がない等により、食料品や生活用品等の買い物が困難な地域に住む高齢者に対して、買い物を通じて外出を促し、仲間づくりや介護予防の促進を図ることを目的としています。社会福祉協議会の公用車を有効活用し、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」（地域貢献）として行います。

### 1 利用対象者

- (1) 玉村町にお住まいで、おおむね70歳以上の高齢者（要介護認定者は除く）
- (2) 買い物が困難な地域にお住まいの方
- (3) 運転免許を有しない方
- (4) 車への乗降が一人ででき、スーパー等で買い物ができる方
- (5) 買い物を行う際の金銭管理が自分でできる方

### 2 事業の内容

この事業の内容は、買い物のため指定集合場所と買い物先店舗の間を送迎する。

### 3 運行日時

- (1) 運行日は、月曜日から金曜日（祝日及び12月29日から1月3日を除く。）までとする。  
ただし、本会事業の都合により運休する場合がある。
- (2) 運行時間は、午後2時から午後5時までとする。

### 4 登録申請方法

この事業を利用したい方は、登録申請書を玉村町老人福祉センターに提出する。

### 5 登録決定

この事業の登録決定者には、登録決定通知書及び登録証を交付する。

### 6 保険

- (1) 事故、ケガ等の補償は、使用する車両の自動車保険及び本会が加入する傷害保険の範囲内で対応する。
- (2) 利用者の不正や不適切な利用により発生した損害は、利用者の責任と費用により損害を賠償する。
- (3) 補償に関して、登録申請書の承諾書に署名し提出する。

### 7 サービス利用に関するルール

- (1) 運行日の3日前までに利用の連絡をする。
- (2) 急遽利用を取り消す場合は、当日9時30分までに連絡をする。
- (3) 集合時間になっても、連絡なく集合場所に来ない場合は、利用を取り消したものとみなす。
- (4) 運行ルール（運行日、集合場所・時間、運行経路、目的地、買い物時間など）を守り、運転者等の指示に従う。
- (5) 利用の際は、登録証を提示する。

### 8 お問い合わせ先

玉村町老人福祉センター（玉村町社会福祉協議会）

住 所 玉村町大字上福島296番地      電 話 65-1294